

太宰府の文化財

vol. 491

本市の文化財の指定などを審議する太宰府市文化財専門委員会より令和8年1月22日に出された答申を受けて、令和8年2月27日付けで新たに1件が太宰府市指定文化財に指定されました。これにより市指定文化財は合計37件となっています。

市指定有形文化財(考古資料)
1件
蔵骨器(灰釉陶器短頸四耳壺)
点数 2点(蓋(土師器椀高台部転用)を含む)

本資料は太宰府市坂本二丁目内、小字松倉の低丘陵地での発掘調査で出土した灰釉陶器の短頸四耳壺です。口径7.7cm、器高16.4cm、高台径14.5cmを測り、耳と口縁部の一部でごく僅かに欠損がみられるもののほぼ

新指定の文化財

蔵骨器(灰釉陶器短頸四耳壺)

完形です。壺の内部からは、炭と人骨片が少量確認されたこと、また蓋に使われたと考えられる土師器椀の高台部が出土したことから、蔵骨器として使用され

たと考えられます。

灰釉陶器とは、9世紀前半から11世紀前半(平安時代)にかけて植物灰を原料とする釉薬を人工的に施した土器の一種で、主



写真1 蔵骨器(左:灰釉陶器短頸四耳壺 右:土師器椀高台転用蓋)

に東海地方で生産され、愛知県の猿投窯が日本最大の生産地でした。本資料の胎土や釉の色、塗り方は猿投窯の製品の特徴を示しています。特に釉は外面全体にハケで塗られており、口縁部から肩部までは釉が厚く黄色味の強い灰緑色でガラス質に溶融しています。短頸四耳壺は、張り出した肩部に四つの耳が付く口頸部の短い壺で古墳時代の須恵器以来の伝統的な器形です。

本資料は他の灰釉陶器短頸壺と比較すると器高が低いことに加え、大きな特徴があり、器形的には10世紀代の長頸壺に類似します。サメの背ビレのような緩い三角形の耳が貼り付けられ、円形の穴があけられています。同じ形状の耳をもつ事例は、灰釉陶器ではほとんど知られていません。類例が少ないため時期比定が難しいものの、10世紀前半から中頃に製作されたものと考えられます。本資料はその器形的特徴から、猿投窯や東海地域の他の窯からの出土資料に類例がなく、特注品として製作された可能性が指摘されています。灰釉陶器を使用した蔵骨器は太宰府市を含む北部九州において出土例が極めて少なく貴重です。特注品を蔵骨器として使用しているなど、太宰府における10世紀の墓葬をうかがえる数少ない考古資料であることから、資料的価値が高く重要な資料として市の文化財として指定されました。

文化財課 岩元 亮祐

太宰府市公式SNSのフォローをお願いします!

